

日本労働年鑑 第51集 1981年版

The Labour Year Book of Japan 1981

第三部 労働政策

I 経済政策と労働政策

3 第二次石油危機と経済・労働政策

第二次石油危機とその影響

八〇年代前半期にむけて経済政策の基本路線が敷かれてから数ヵ月後、皮肉にも第二次石油危機が発生した。今回の石油危機はイラン政変をきっかけに生じたものであったが、七九年一年間に石油価格は二倍を超え、八〇年四月時点には危機前の二・四倍の水準に上昇した。原油価格の上昇率は第一次石油危機の場合よりも小さかったが、絶対額でみれば第二次石油危機の方が大幅であった。第二次石油危機は前回に比してOPECにおける原油価格決定の役割が、いわゆる「標準価格」から「最低価格」に変化したこと、国際石油資本にたいする供給量規制が強められるとともに産油国のGG、DD取引が増大してきたこと、産油国が原油価格の引上げにともなって生産量をふやさなかったことなどの特徴がみられる。また石油消費国側でも、石油消費の節約、代替エネルギーの活用、開発をすすめたが、むしろそれは石油価格の上昇を抑制する効果としては大きな評価を与えられない程度のものであった。

それゆえ、内外における原油価格の引上げの影響は大きかった。アメリカを中心として各国での物価上昇の進行、中進国・発展途上国における国際収支の慢性的悪化、それらの進行と貿易収支における不均衡の拡大等であった。日本においても七九年八月以降卸売物価指数の対前年同期比は二ケタ台の上昇となり、八〇年四月には二四・〇%という第一次石油危機以来最大の上昇率となった。だがその反面、七九年年初来、輸出増加率がアメリカの景気後退などを反映して減少したが自動車、鉄鋼などではむしろ急増したため、貿易収支は原油価格の値上がりで八〇年年央には吸収しうる状況にある。とくに七九年から八〇年にかけて注目しなければならないことは、第二次石油危機のなかで前回と異なっている総需要管理がゆるやかであっただけでなく、第一次石油危機以降のなかでは民間設備投資がもっとも増大し、景気上昇局面を迎えていたことである。そのもっとも大きな要因は石油危機乗切りのために、省エネルギー投資、省力化投資が活発となり、とくに鉄鋼、電力、セメントなどの基礎素材部門をはじめ、構造不況をかこっていた造船などにも省エネルギー投資が浸透したこと、さらに長期間控えられていた更新投資、新規投資がなされたことであった。そのため、日本の第二次石油危機は前回のような大きな景気後退、成長率の低下を引き起こすにはいたらなかった。

こうしたなかで、八〇年に入ると「新経済社会七ヵ年計画」に沿った政策の具体化がいくつか登場してきた。八〇年代において不安定な景気変動と低経済成長条件のもとで資本蓄積を遂行していくために、政策当局者は「総合的安全保障」の構想に沿って、産業構造の国際的な調整(とくに先進国とのあいだにおける投資調整をふくむ貿易摩擦の緩和、産資源国にたいする援助等)、膨大な累積国債問題への対応、とりわけ国家独占資本主義段階におけるスペンディング政策体系の再編の一環としての各種国家資金の安定的確保に主眼をおいた、いわゆる「高負担」路線の設定などを主課

題としている。とくに後者に関しては租税制度の改変やいわゆる3K(食糧管理特別会計の累積赤字、国鉄財政再建、健康保険制度の改革)問題が不可避の課題となってきた。

労働政策の基調

第二次石油危機の後の労働政策は、その基調としてはそれ以前と異なるものではない。すでに述べた「新経済社会七カ年計画」を中長期の経済運営の枠組にしつつ、「第四次雇用対策基本計画」、高齢者雇用対策などを雇用政策の軸にしている。

ここではむしろ、そうしたことを前提にしつつ、八〇年春闘およびその前後における日経連をもふくむ特徴的な賃金政策の動向を指摘しておこう。その一つは、根強い賃金抑制指向である。「日経連労働問題研究委員会報告」(七九年一二月)は、それに加えて、官公部門の賃金決定における民間準拠のあり方の再検討をも主張している。第二に、低成長下の賃金決定のあり方として、経済成長をはじめとする経済情勢、経済政策と賃金との整合性を求める動きが一段と強まっている。この点は、政・労・使それぞれにおいてみられるが、八〇年春闘における労働四団体の八%要求基準の統一なども、その一環を形成している。そして春闘後では、実質賃金と物価動向との関係が別な次元での整合性として問題化している。

ところで、賃金政策とならんで、国民消費生活に影響を及ぼすものとして、租税問題にも一言ふれておこう。すなわちこの四年間、財政問題とのからみで物価調整減税が見送られている。この点、国民消費生活における可処分所得の実質減につながるものとして、なお今後の動向が注目される。

そのほか、公務員関係では、定年制導入問題がヤマ場を迎え、さらにそれを契機にして、給与制度を軸とした公務員制度の全般的見直し、行政改革が日程にのぼりはじめている。その点で、民間の動向と密接に関連をもっている。

減量経営・省力化の徹底

こうした動向に符合して、企業の減量経営、省力化を極限にまで押しすすめるための諸策が、法制度の見直し、変更をとめないながら促進されるとみられる。たとえばそれは、一九八〇年四月の労働力需給システム研究会報告「今後の労働力需給システムのあり方についての提言」のなかにひとつの典型を見出しうる。

この提言の背景はつぎの点にある。従来一九五七年の職業安定法施行規則第四四条第四項の改定は建設業や造船業等における下請、社外工、業務委託を拡大する役割を果たしてきた。しかも石油危機以降の減量経営のもとで、大企業を中心にした経営合理化が多岐にわたって子会社、別会社を事業所内外につくりあげ、出向、配転等の「過剰雇用」吸引の受け皿としてきた。しかし、いまではそれを旧来の社外工、下請、業務委託と同様、広範長期に活用する必要が生じた。しかも、七〇年代に入っていわゆる業務処理請負業が多様なかたちですすめられ、ビル管理、事務処理はもとより、兼業形態もふくめると下請、社外工などよりも、むしろ「貸工」に近い形態が増加し、この流れが合理化、減量経営政策と合流し、製造業から第三次産業にいたるまで広範囲に拡大してきた。

「労働力需給システム研究会」提言は、こうした現実を法的に追認していくところに最大のポイントをおいてつぎのようにいう。労働者派遣事業を制度化するために「『相手方の需要に応じて、自己の雇用する労働者を派遣し、その相手方に使用させること』を目的とする労働者派遣事業を労働力需給システムの一つとして位置づけ、今後は労働者保護の観点からその事業の適正な実施を確保するために必要な規制措置を講じた上で、これを制度として確立する必要がある」。

この提案が具体化されると、雇用関係と労務提供関係とが分離され、労働契約の確定が困難となる事態が生じ、しかもピンハネ、中間搾取が合法的になされる可能性も生じる。したがって「必要な規制を講じた」としても、提案が予想しているような不安定雇用者の労働条件改善にはむすびつかない。そればかりか、労働基準法や職安法の抜本的な改悪にもつらなっていく可能性をはらんでいるとの批判のあることに注目する必要がある。そしてこの提言にみられるように、今後の労働政策は八〇年代の資本蓄積様式の一環として準備されているということである。

【参考資料】(1)経済企画庁「新経済社会発展計画」、(2)経済企画庁「新全国総合開発計画」、(3)田中角栄「日本列島改造計画」、(4)経済企画庁「昭和五〇年代前期経済計画」、(5)産業構造審議会「産業構造の長期ビジョン」、(6)労働省『労働白書』(一九七九年)、(7)経済審議会「新経済社会七カ年計画」、(8)産業構造審議会「八〇年代の通商産業政策」、(9)雇用審議会「雇用対策基本計画」(第四次)、(10)年齢制度基本構想懇談会「わが国年齢制度の改革の方向」、(11)中期労働政策懇談会「活力ある高齢化社会への第一歩——中期労働政策に関する第二次提言」、(12)労働力需給システム研究会報告「今後の労働力需給システムのあり方についての提言」

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

****年**月**日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
